

技能講習・資格取得をご希望の方



以下①～③をご持参ください。

- ① 季節労働者（短期雇用特例被保険者）であることの証明書
 就業中の方 雇用保険被保険者証（下記見本図参照）
 離職した方 雇用保険特例受給資格者証（離職日から6ヵ月以内のもの）、または特例受給資格者失業認定申告書
- ② 運転免許証 現住所と違う場合は変更が必要です。（又はマイナンバーカード等の本人確認書類）
- ③ 技能講習修了証 お持ちの方はご持参ください。

必要なもの

就業中の方（短期雇用特例被保険者として）

雇用保険被保険者証（タテ約7.6cm×ヨコ約21cmの書類）

※見本

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)		雇用保険被保険者証	
被保険者番号	取得時 資格取得年月日	被保険者種類	被保険者番号
被保険者氏名	生年月日 (元号一年月日)	③ 又は9一般 又は5高年齢 又は3短期	生年月日 (元号一年月日)
事業所名称	転勤の年月日	0000.0	

※就業中でも季節労働者であることが確認できれば、申込みを受け付けます。

離職した方

雇用保険特例受給資格者証（離職日から6ヵ月以内のもの）

※見本

雇用保険特例受給資格者証	
1. 受給者氏名	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 生年月日
5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 受給者番号	8. 所収先氏名
9. 支払方法(記号)(口座)番号	10. 受給開始年月日
11. 離職年月日	12. 離職時年齢
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額
15. 給付割合	16. 受給開始年月日
17. 認定予定日	18. 受給開始年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数
21. 通算被保険者期間	22. 離職前事業所名称
23. 特殊表示(災害時、一括、通報、市町村)	

特の表記があります

「雇用保険特例受給資格者証」が離職日から6ヵ月を過ぎている場合や、証明書についてご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

季節労働者が通年雇用になった時の助成金

季節雇用で就労していた方が、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により通年雇用された場合に、常用就職支度手当が支給されます。

常用就職支度手当をご存知ですか？

常用就職支度手当の額は、**基本手当日額の36日分**に相当する額です。常用就職支度手当の支給を受けようとする場合には、**就職日の翌日から1か月以内**に常用就職支度手当支給申請書に**特例受給資格者証を添えてハローワークに提出**してください。

※次の地域に所在する事業所の事業主に雇用される場合に限りです。
 北海道・青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県の一部市町村

ハローワーク旭川に直接お問合せをするか、
 又はハローワーク旭川のホームページでご確認ください。

ハローワーク旭川

旭川市春光町10-58 TEL.0166-51-0176

上川中部季節労働者
 通年雇用促進協議会
 構成

- 旭川市
- 鷹栖町
- 東神楽町
- 当麻町
- 比布町
- 愛別町
- 上川町
- 東川町
- 美瑛町
- 北海道上川総合振興局
- 旭川商工会議所
- あさひかわ商工会
- 鷹栖町商工会
- 東神楽町商工会
- 当麻町商工会
- 比布商工会
- 愛別商工会
- 上川町商工会
- 東川町商工会
- 美瑛町商工会
- 連合北海道上川地域協議会
- 北海道季節労働組合上川地区本部
- 旭川労働組合総連合
- 全日本建設交運一般労働組合旭川支部

ご連絡・お問合せ

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎 2階 経済部経済総務課内

TEL.0166-26-3601 FAX.0166-26-7093

E-mail rouseikkr@city.asahikawa.hokkaido.jp

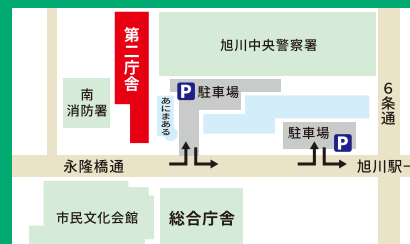
HPアドレス https://www.kamikawa-tsunen.jp

8:45~17:15
 (土・日・祝除く)

上川 通年雇用 検索



協議会HP



季節労働者通年雇用

令和
 7年度
 保存版

促進支援事業

旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・
 愛別町・上川町・東川町・美瑛町

事業者と季節労働者の皆さんを応援します。

従業員の
 人材確保と
 スキルアップに

安定した
 通年雇用を
 目指し
 ませんか？



東川町キャラクター
 てっぺん



美瑛町 丘のまひえい
 ヘルシーマラソン公式キャラクター
 かけ丸



旭川市
 シンボルキャラクター
 あさっぴー



鷹栖町キャラクター
 あったかすくん



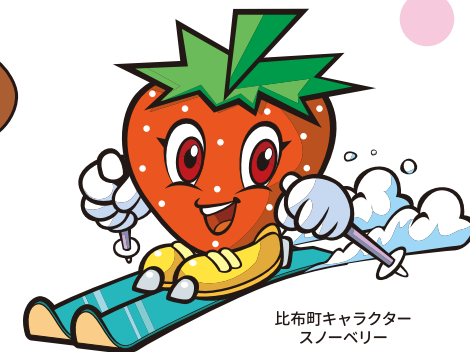
東神楽町キャラクター
 かぐらっく



上川町キャラクター
 かみつきー



愛別町キャラクター
 あいちゃんマン



比布町キャラクター
 スノーベリー



当麻町キャラクター
 りゅうたくん

北海道は、**積雪寒冷で厳しい気候条件のため、冬期間の企業活動に大きな制約を受けることから、季節的な業務に従事する季節労働者が約36,000人います。**そのうち上川中部地域には、**建設業を中心に観光施設やゴルフ場などのサービス業を含め、依然として約2,400人もの多くの方々が季節労働に従事しており、季節労働者の通年雇用化の促進は、地域の重要な課題です。**このため、**旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町及び美瑛町**の自治体や労働団体、経済団体が一体となって、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

事業者の皆さんへ

経営改善等企業支援事業

企業の経営強化、基盤確立を目的として、経営改善や人材採用・育成、新分野事業への進出を考えている事業者を対象として講習会やセミナーを開催します。

ドローン非常災害対応セミナー等

近年、防災分野において、人が立ち入れない危険箇所での迅速かつ効率的な状況把握を可能とするドローンの活用が注目を集めていることから、屋外でのドローン操作講習会を開催します。また、災害時における事業計画（BCP）の立案や運用体制の策定方法を学び、企業の経営強化につながるセミナーも開催します。

■開催時期 令和7年9月

●令和6年度開催実績
(令和6年11月)

ドローン活用セミナーと初心者講習



屋外での操作演習



座学講習



参加者操作体験（令和6年度）



初心者座学講習（令和6年度）

中小・小規模企業のための働き方改革セミナー

少子高齢化や人手不足といった課題に対応するために、労働環境整備と生産性向上を目指し、長時間労働の是正、柔軟な働き方の推進、女性や高齢者が活躍できる場の広げ方などを解説します。

■開催時期 令和8年2月



●昨年度開催実績（令和7年2月開催）
中小・小規模企業の採用定着セミナー
『求人票×助成金×新面接手法』

季節労働者の通年雇用化企業を募集します

企業の人手不足対策として、季節労働者の採用をご検討ください。

協議会の雇用促進支援員が訪問し、仕事内容や雇用条件等をお伺いします。
協議会に登録している季節労働者にお聞きした求人情報を提供することができます。
(ハローワークへの求人票掲載が必要です。)

※季節労働者を通年雇用での採用を検討されている事業者の方は、協議会までご連絡をお願いいたします。

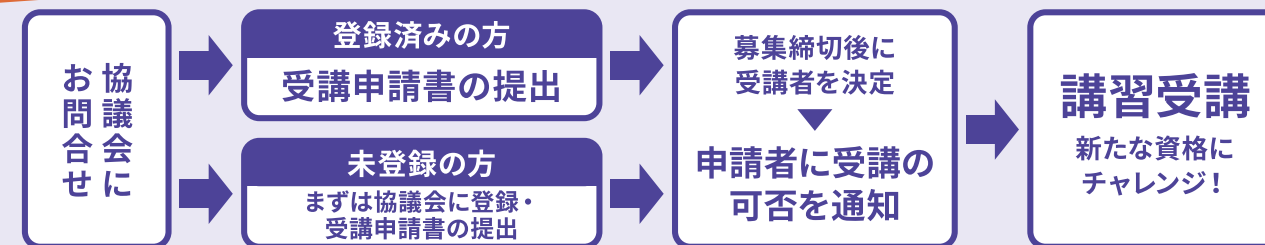


季節労働者の皆さんへ

各種支援事業・講習を受講するには、協議会への登録が必要です。

受講までの流れ

※受講申請は協議会事務局までご本人が直接手続きにお越しくください。



【技能講習・資格取得の支援】

通年雇用チャレンジ促進事業

皆様のスキルアップのため、各種技能講習を無料で受講できます。

■開催時期／令和7年7月～令和8年3月

技能講習科目

- ① フォークリフト（普通・大型免許所有者）4日間……………15人
- ② フォークリフト（大型特殊免許所有者）2日間……………15人
- ③ 小型移動式クレーン……………30人
- ④ 玉掛け……………30人
- ⑤ 高所作業車……………25人
- ⑥ 車両系建設機械（整地等）（大型特殊免許所有者）……………20人
- ⑦ 車両系建設機械（解体用）（車両系（整地等）技能講習修了者）……………15人
- ⑧ 不整地運搬車（大型特殊免許所有者／車両系（整地等）または（解体用）技能講習修了者）……………15人
- ⑨ ガス溶接……………5人



新職種へのチャレンジ講習

NEW ドローン初心者体験講習（45歳以下対象）……………16人

特別教育ステップアップ事業

- ・令和4年からフルハーネス型墜落制止用器具の使用には講習を受講することが法律で義務づけられています。
- ・令和6年2月1日以降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されました。

■開催時期／令和7年7月～令和8年3月
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育……………8人
テールゲートリフター特別教育……………3人
NEW アーク溶接特別教育……………3人

季節労働者資格取得促進事業

検定試験に合格（資格取得）した季節労働者に費用（入学金・受講料）の5割の助成金を支給します。

- 準中型（普通免許取得済みの方）
- 中型・大型・けん引
- 二種免許（普通・中型・大型）
- 介護職員初任者研修 等

5割助成
上限
166,667円
約20名程度
※要受講前連絡

【季節労働者合同企業説明会事業（合同企業おしごと説明会）】（事業者・季節労働者の両方を対象とします。）

通年雇用を目指している季節労働者と通年雇用が可能な企業とのマッチングの場を提供するため、季節労働者の通年雇用に前向きな企業を募り企業説明会を開催します。

■参加業種／建設業、製造業、運輸業、サービス業 他

■開催時期／令和8年3月



会場受付



参加者待機席



企業との面談



就職相談

※開催場所は旭川市内の会場を予定しています。また、開催時期は変更になる可能性があります。